

令和5年度

第9回第二農地部会定例会議事録

令和5年12月27日（水）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和5年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年12月27日(水) 午後3時30分  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男		
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也		
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛		
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一	
(柿崎区)	佐藤 清	小林 秀喜		
(大潟区)	細谷 正夫			
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武		
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久		
(三和区)	福原 弥			

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…平野 吉徳(柿崎区) 高橋 浩一(三和区)

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主任	白鳥 賢一
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦
牧区駐在室	室長	小林 精子
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久
	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	班長	橋立 理

#### 4 会議に附した事件

##### (1) 議事録署名委員の氏名

8 番 小山 一成      10 番 五十嵐 隆一

##### (2) 審議案件

###### ①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

###### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

###### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 3 号 上越市農用地利用集積計画の修正について

###### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時30分 それでは、これより令和5年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>8番 小山 一成 委員、10番 五十嵐 隆一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。</p> <p>12番 長瀬 一成 委員の発声をお願いいたします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>&gt; 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。 番号2112番から番号2114番までは、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。 番号2115番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</u> 議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」4件について説明いたします。2頁をご覧ください。3頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号1番「東頸北部」は、受益面積の変更です。 番号2番「上船1号」は、新規に追加するものです。 番号3番及び4番は、いずれも事業が完了したことに伴い、削除するものです。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件についてご説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。</p> <p>4 頁、番号 2133 番は、耕作者が労力不足のため、近隣の耕作者に相談したところ合意に至ったことから、新たに権利を設定するもので、契約期間は 5 年です。</p> <p>4 頁、番号 2134 番から 5 頁、2137 番は、権利の更新がなされていなかったことから、今までの耕作者と改めて貸借権を設定し直すもので、契約期間は、4 頁、2134 番から 5 頁、2136 番までは 6 年、5 頁、2137 番は 3 年です。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>浦川原区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p><u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 2506 番、2507 番の 2 件です。</p> <p>2 件とも浦川原区外に在住の譲渡人が財産整理のため、申請地の隣に居住する譲受人に所有権移転するものです。</p>

	<p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
井部委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」2件、「2 計画変更」3件について説明いたします。</p> <p>まず「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」2件、について説明いたします。</p> <p>2項をご覧ください、番号1番は事業を営む申請者が浦川原区横川地内の「田」3筆 532㎡を駐車場及び従業員の休憩所として、プレハブ小屋設置のため、農用地区域からの除外申請を行うものです。</p> <p>3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号2番は浦川原区菱田地内の「畑」10筆 7,738㎡を新潟県が実施する予防治山事業の対象農地となることから、農用地区域から除外するものです。</p> <p>5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>次に「2 計画変更」3件について説明いたします。</p>

	<p>7 頁、番号 1 番は中山間地域農業農村総合整備事業、東頸北部の受益面積の減少です。</p> <p>番号 2 番は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策完了により計画から削除するものです。</p> <p>番号 3 番は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策完了により計画から削除するものです。</p> <p>番号 4 番は、県ため池整備事業の完了により計画から削除するものです。</p> <p>8 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。議案書は 9 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2502 番の 1 件、再設定です。本件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>》</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書の1頁、番号2905番をご覧ください。</p> <p>譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より売買により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
小山委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>《<u>議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について</u>》</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」計画変更3件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。また、3頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。</p>

	<p>番号1番は、中山間地域農業農村総合整備事業、東頸北部の受益面積の減少です。</p> <p>番号2番は、事業を実施するにあたり採択の前提条件として農業振興地域整備計画に事業として掲載する必要があるため追加するものです。</p> <p>番号3番は、事業の完了により計画から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。4頁、番号2983番をご覧ください。</p>
	<p>契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は10年です。</p>
	<p>こちらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>番号3422番は合意による解約であり、返還後の利用計画は休耕です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>2頁、番号3310番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が労力不足による離農のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事用件等、許可要件の全てを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
長瀬委員	<p>事務局の説明どおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」 1計画変更5件をご説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。4頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番及び2番は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策として計画に追加するものです。事業概要は、ため池廃止です。</p> <p>番号3番から5番までは、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策の事業完了に伴い計画から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件をご説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>番号3363番及び3364番は、契約期間満了に伴う再設定です。契約期間は6年です。</p>

議 長	<p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁をご覧ください。番号 3762 番、3763 番の 2 件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却 1 件、休耕 1 件です。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>&lt;<u>議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について</u>&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1件、「2 計画変更」3件の計4件です。</p> <p>最初に、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1件です。</p> <p>番号1番は、土地改良事業を施行するため、農用地区域へ編入するものです。</p> <p>続いて、「2 計画変更」3件です。</p> <p>4頁に変更案を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番から3番までは、各事業を実施するにあたり、採択の前提条件として、農業振興地域整備計画に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転4件を説明いたします。5頁、番号3928番から6頁、3931番をご覧ください。</p> <p>いずれも財産整理のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>これら4件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>続きまして、貸借権設定 21 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 21 件のうち、新規案件のみ説明いたします。</p> <p>7 頁、番号 3932 番から 11 頁、3952 番をご覧ください。</p> <p>番号 3932 番から 3934 番までの 3 件は、労力不足等の理由から、これまで自作していた農地を地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>これら 21 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。12 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3710 番は、耕作者の労力不足等に伴い、農地中間管理機構を通じて法人へ貸し付けるものです。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、13 頁のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>≪大潟区駐在室の議案≫</u></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。1頁、番号4613番から3頁、4627番までの15件です。</p> <p>15件とも受人の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付予定14件、他者へ貸付1件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について&gt;</u></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>2頁、番号4614番と4615番の2件です。</p> <p>2件とも登記簿地目「畑」に個人用住宅を建設するため、売買により所有権移転するものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</u></p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明します。</p> <p>5頁をご覧ください。新堀川排砂機場の施設更新について、1番の県水利施設整備事業から2番の県用排水施設整備事業へ事業種目を変更するものです。事業内容に変更はありません。</p> <p>6頁に新旧対照表を掲載してありますので、併せてご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の意見について&gt;</u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」貸借権移転2件を説明します。</p> <p>7頁、番号4601番と4602番をご覧ください。</p> <p>4601番はほ場整備に伴い、耕作地を整理するもので、4602番は現耕作者が労力不足となったため、それぞれ地域の担い手へ貸借権を移転するものです。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定3件を説明します。</p> <p>9頁をご覧ください。番号4680番から4682番の3件です。3件とも労力不足に伴う新規設定で、契約期間は10年です。なお、4682番は報告第1号の関連案件です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><u>&lt;報告第3号 上越市農用地利用集積計画の修正について&gt;</u></p>

議 長	報告第 3 号「上越市農用地利用集積計画の修正について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>報告第 3 号「上越市農用地利用集積計画の修正について」報告します。 追加でお配りした 2 枚目をご覧ください。</p> <p>これは、10 月 30 日に提案し、決定された農用地利用集積計画の所有権移転について、売買面積を修正するものです。</p> <p>全 9 筆のうち、2 筆について、一部が道路用地となっており、所管課で分筆するため測量を行ったところ、農地部分の面積に変更が生じたため、測量後の面積で所有権移転登記をするため議案を修正するものです。</p> <p>なお、この案件については、上越市農業委員会事務局処務規定第 5 条第 7 項の規定により事務局長先決で 12 月 18 日に新たな公告を行ったところですので。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>&gt;</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしく願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 5328 番から、4 頁、番号 5347 番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5328 番、5329 番、5331 番、5334 番、5346 番、5347 番は他者へ貸付予定、番号 5330 番、5332 番、5333 番、5335 番から 5339 番及び 5341 番から 5345 番は他者へ貸付、番号 5340 番は他者へ売却です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>5頁、番号5304番をご覧ください。</p> <p>法人解散による財産整理のため、贈与により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。6頁、番号5453番をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。          なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、貸借権設定 41 件について審議いたしますが、10 頁、番号 5469 番は大島委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、大島委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(大島委員退席)</p>
<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>それでは、大島委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」大島委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>10 頁、番号 5469 番をご覧ください。</p> <p>本案件は、期間を 10 年とした新規設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、大島委員関連の番号 5469 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(大島委員復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、大島委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」大島委員関連を除く40件を説明いたします。</p> <p>7頁、番号5454番から、15頁、番号5494番をご覧ください。</p> <p>番号5454番から番号5469番を除く番号5476番までは新規設定、番号5477番から番号5494番は、期間満了に伴う再設定であり、番号5489番は、現在利用権を設定している他の筆と終期を合わせるため、表記の期間での設定となりました。</p> <p>なお、これら40件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号6201番をご覧ください。</p> <p>吉川区長峰地内の農地を「重機置場、資材置場」に転用するものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、冬季道路除雪を請け負っており、本社敷地に重機、営業車、従業員の通勤車両を駐車すると、除雪出動時に支障が出ることから、隣接地に重機置場を確保するものです。冬季以外は、資材置場として使用します。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p>

	<p>転用にあたり、汚水は発生せず、雨水は隣接する水路に排水されることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画は、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>この土地については、転用許可を得ずに使用していたため、違反転用の状態でありました。今回、違反状態を是正するため、顛末書を添付し、申請に至りました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は5頁から6頁をご覧ください。</p> <p>「1 計画変更」番号1番から4番までの4件です。</p> <p>6頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番「大下溜池地区」は、団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策に取り組むため追加するものです。事業概要はため池廃止です。</p> <p>番号2番「道之下地区」は、事業の概要の受益面積を17haから19haに変更するものです。</p> <p>番号3番「深田溜池地区」番号4番「市ノ瀬地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>7頁、番号6405番から12頁番号6429番をご覧ください。</p> <p>7頁、番号6405番、6406番は、賃貸人が相続を受けた農地を、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。</p> <p>7頁、6407番は、賃貸人の規模縮小に伴い、近隣で耕作する担い手が、借り受けるものです。</p> <p>8頁、番号6408番6409番6410番は、これまで特定農作業受委託で耕作していた農地を、新たに利用権設定するものです。</p> <p>8頁、番号6411番から12頁、番号6429番は、期間満了による再設定です。</p> <p>これら25件は、いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p>
議 長	<p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p>

議 長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号8640番及び8641番の2件です。</p> <p>当該案件は、中間管理機構を介した契約でしたが、地主の希望により、現在の耕作者へ売却するため、解約するものです。</p> <p>なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b>
議 長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号8616番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の労力不足を理由に、譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>耕作については、譲受人自身と息子で耕作するとのこと。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
福原委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
長瀬委員	売買価格について、10aあたりだといくらになりますか。
三和区 駐在室	275,000円程度になります。

長瀬委員	わかりました。
議 長	他にありませんか。  (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>&lt;議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について&gt;</u> 議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」計画変更2件を説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。また、4頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。 事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u> 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転5件を説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。</p> <p>5頁、番号8748番及び番号8752番は、地主の希望により所有権を移転するものです。</p> <p>5頁及び6頁、番号8761番から番号8763番までの3件は、譲受人が経営規模を拡大するため所有権を移転するものです。</p> <p>それぞれ改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、貸借権設定18件を審議いたしますが、9頁、番号8754番及び番号8755番の2件は、竹原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、竹原委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(竹原委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、竹原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>9頁、竹原委員関連の番号8754番及び番号8755番の2件について説明します。</p> <p>いずれの案件も期間満了に伴い契約を更新するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、竹原委員関連の番号8754番及び番号8755番の2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

	(竹原委員復席)
議 長	続きますして、竹原委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定18件のうち、竹原委員関連の番号8754番及び番号8755番の2件を除く16件を説明いたします。議案書は7頁から10頁までをご覧ください。</p> <p>これらの案件は、これまでの契約を更新するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	<p>【7. その他】</p> <p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦労様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和5年度第9回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後4時36分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>
---------------------	---